

## 相模原市初期消火活動用資機材の譲与に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、震災等による大規模災害時の火災延焼防止対策の強化を図るため、相模原市市有財産条例(昭和39年相模原市条例第34号)第8条第1号の規定に基づき自主防災隊に初期消火活動用資機材(以下「資機材」という。)を譲与することについて、相模原市物品規則(平成4年相模原市規則第11号)第33条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (譲与資機材)

第2条 譲与する資機材は、別表第1に掲げるものとする。

### (譲与を受けることができる自主防災隊)

第3条 資機材の譲与を受けることができる自主防災隊は、次の各号に掲げる要件を備えている自主防災隊とする。

- (1) 自主防災隊において資機材を使用する意思があること
- (2) 資機材の取扱訓練を受けた隊員が常時4名以上確保できること。
- (3) 資機材の取扱訓練は消防職員又は消防団員の立会いの下に行い、1年に2回以上実施すること。
- (4) 資機材を格納する場所があること。
- (5) 自主的に資機材の維持管理を行うこと。

### (申請書の提出)

第4条 資機材の譲与を受けようとする自主防災隊は、相模原市初期消火活動用資機材譲与申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

### (譲与の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、譲与するときは相模原市初期消火活動用資機材譲与決定通知書(第2号様式)により、譲与しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

### (目的外使用等の禁止)

第6条 自主防災隊は、訓練時を除き、原則として震災等による大規模災害時の火災以外に譲与を受けた資機材を使用してはならない。

- 2 自主防災隊は、譲与を受けた資機材を譲渡し、若しくは転貸し、又は有料で使用させてはならない。
- 3 自主防災隊は、譲与を受けた資機材の仕様を変更してはならない。

(資機材の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資機材の返還を求めることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件が備えられていないと認められるとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。

(隊員変更時の名簿の提出)

第8条 自主防災隊は、資機材の取扱訓練を受けた隊員に変更があった場合は、相模原市初期消火活動用資機材取扱隊員変更届(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

番 号	品 目	数 量
1	小型消防ポンプ(D - 1 級)一式	1 台
2	スタンドパイプ	1 本
3	台車	1 台
4	消火栓開閉器具	1 本
5	大箱ネジ廻し(スピンドルドライバー)	1 本
6	可変ノズル付管鎗	1 本
7	消火用ホース(40ミリ×20m)	4 本
8	媒介金具(メス65×オス40)	1 個
9	その他付属品	1 式

第 1 号様式(第 4 条関係)

相模原市初期消火活動用資機材譲与申請書

年 月 日

相模原市長宛て

相模原市初期消火活動用資機材の譲与に関する要綱の内容を承諾の上、同要綱第 4 条の規定に基づき申請します。譲与を受けるに当たっては、裏面の記載事項を遵守します。

申請者 住所 相模原市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

自主防災隊名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

資機材格納場所 住 所		
資機材の取扱訓練を受けた隊員 (氏名) 申請の際には 4 名以上の記載 が必要です。	氏 名	訓練実施日
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
8		

資機材受領確認欄

氏名 \_\_\_\_\_

## 遵 守 事 項

- 1 資機材の取扱訓練を受けた隊員を常時4名以上確保します。
- 2 資機材の取扱訓練は消防職員又は消防団員の立会いの下に行い、1年に2回以上実施します。
- 3 自主的に資機材の維持管理を行います。
- 4 訓練時を除き、原則として震災等による大規模災害時の火災以外に譲与を受けた資機材を使用しません。
- 5 譲与を受けた資機材を譲渡し、若しくは転貸し、又は有料で使用させません。
- 6 譲与を受けた資機材の仕様を変更しません。

第 2 号様式(第 5 条関係)

相模原市初期消火活動用資機材譲与決定通知書

相模原市指令(危管課)第 号

殿

年 月 日付けで申請のありました初期消火活動用資機材の譲与については、次のとおり譲与することを決定しましたので、相模原市初期消火活動用資機材の譲与に関する要綱第 5 条の規定により通知します。

なお、裏面の記載事項を遵守すること。

年 月 日

相模原市長



1	譲与を受ける 自主防災隊		
2	譲与資機材	小型消防ポンプ、スタンドパイプ及び附属品一式	
3	資機材の 受渡し日時	日時	年 月 日
	及び場所	場所	
4	事務担当課		
5	備考		

## 遵 守 事 項

- 1 資機材の取扱訓練を受けた隊員を常時4名以上確保すること。
- 2 資機材の取扱訓練は消防職員又は消防団員の立会いの下に行い、1年に2回以上実施すること。
- 3 自主的に資機材の維持管理を行うこと。
- 4 訓練時を除き、原則として震災等による大規模災害時の火災以外に譲与を受けた資機材を使用しないこと。
- 5 譲与を受けた資機材を譲渡し、若しくは転貸し、又は有料で使用させないこと。
- 6 譲与を受けた資機材の仕様を変更しないこと。

第3号様式(第8条関係)

相模原市初期消火活動用資機材取扱い隊員変更届

年 月 日

相模原市長宛て

初期消火活動用資機材の取扱い隊員に変更があったため、相模原市初期消火活動用資機材の譲与に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

届出者 住所 相模原市 区

自主防災隊名

代表者

	氏名	訓練実施日
資機材の取扱い訓練を受けた隊員  変更のない隊員も含め、変更後の隊員全員を記載してください。	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	